

2016 春闘速報

全石狩地域 2016 春季生活闘争闘争委員会

2016年5月14日発 第13号発行責任者 吉田賢一 TEL011-210-0505 Fax011-210-0606

法律違反蔓延

5月14日 江別地区労働相談実施 2016 春季生活闘争 会社主導の就業規則不利益変更・雇止の強要

全石狩地域闘争委員会は5月14日(土)10時より江別地区連合会事務所内で「2016春闘江別地区労働相談」を実施しました。「さっぽろ労働相談センター」には就業規則を会社・主導で不利益に変更する、パート・契約社員等の雇止が乱暴すぎる等の相談が多くなっています。今回の労働相談にも同様の相談が寄せられました。北広島の学校法人では就業規則制定・変更にあたり従業員代表を法人総務部の選出した職員で良いかどうかをメールで回答するように全教職員に命じました。労基の是正指導を受け再度選出方法を検討するとしたものの、法人主導の進め方は変更しないとしています。労基法違反です。札幌市内の自治体関係事業所に勤務する勤続6年の契約社員は雇用契約更新の際、今回の更新が最後と通知されました。本人は雇用契約書の内容に不利益があると主張し、現在も雇用契約書を提出せ

ず勤務しています。明らかな労働条件の不利益変更・合理的理由なき雇止です。政府の労働法制改善により職場には法律違反が蔓延しています。一人で悩まず、連合の相談窓口にご相談しましょう。



再雇用=賃下げOK ではない

労働契約第20条違反の判決 定年後再雇用の賃下げ 仕事内容同じなら違法

5月13日(金)東京地裁で定年退職後の再雇用者の賃下げについて、仕事内容が同じ場合に賃金が異なるのは違法であるとの判決があり会社に労働者の請求通りの差額賃金支払いが命じられました。原告の労働者は正社員として34年勤続し昨年60歳で定年退職しましたが、すぐ1年雇用の契約社員として勤務を継続しました。その際の雇用契約書には賃金が約30%ダウンで表示されていましたがサインしたとのことです。被告会社はこのサインを

賃金減額への同意であると主張しました。しかし裁判所は、サインしないと再雇用されない状況であり、賃下げを認めざるを得ない特段の理由にはならない、と一蹴しました。この問題は、高齢者雇用安定法の議論時から連合が提起していた問題です。今春の北海道地方労働審議会でも連合選出の委員から、定年退職者再雇用に際し、職務・職責・仕事量に変更が無い中、賃下げが強要されていると指摘していました。画期的な判決です。

第4回労働法連続講座
「労働条件の不利益変更と配置転換」

5月25日(水)自治労会館3階中ホール
18時30分～